

平成22年1月6日

日比谷ステーション法律事務所

弁護士 池田竜郎 様

ご 連 絡

滋賀県草津市西大路町1-1 1階

アイフル株式会社アシストセンター

担当

TEL

FAX



拝啓 先生におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
早速ではございますが、今後の弊社の和解方針についてご連絡致します。
内容をご確認頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

利息制限法利率にて再計算を行うことに同意する事を前提として、

- ・ 一括返済の場合は、完済日までの経過利息の付加をお願い致します
- ・ 分割返済の場合は、完済日までの将来利息の付加をお願い致します。
- ・ 取引期間の途中で過払金が発生したとしても、昨今の最高裁判例に基づき、弊社は少なくとも、平成18年1月以前取引については悪意の受益者として5%利息を付すことは妥当ではないと考えます。
従いまして、弊社は過払金へ5%の利息を付すことは致しません。

- ・ 過払返還時の休眠期間について、残債務の弁済については少なくとも休眠期間半年で、個別の取引として計算させていただきます。
- ・ 返済が困難な特別な事情をお持ちの方については、その事情をご説明いただければ、事情を考慮して、別途和解内容の検討を致します。

※ 今後は受任通知発送後より3ヶ月以内に和解案の提出をお願い致します。

※ 尚、上記内容で和解に同意頂けない場合は、誠に遺憾では御座いますが、法的手続を検討致しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上